

令和6年11月8日からの大雨による住宅の応急修理支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、次条に定める自然災害により住家の被害を受けた者に対して、早期の生活再建を図ることを目的として、この要綱に基づき、応急修理に要した費用に充てるための支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(支援金の支給の対象となる自然災害)

第2条 支援金の支給の対象となる自然災害は、令和6年11月8日からの大雨に起因する災害とする。

(支援金の支給対象者)

第3条 知事は、前条に規定する自然災害により、沖縄県内で居住する住宅が準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、支援金の支給を行うものとする。

(支援金の支給額)

第4条 前条に該当する世帯に対しては、別表の区分に基づき支給する。

(支援金の支給申請)

第5条 支援金の支給の申請をしようとするときは、令和7年3月31日までに、住宅の応急修理支援金申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付し、市町村を經由して知事に提出しなければならない。

- (1) 罹災証明書（市町村が発行する住宅が準半壊（床上浸水）以上の被害を受けたことが確認できる証明書）
 - (2) 修理見積書（様式第2号）
 - (3) 施工前の被害状況が分かる写真
- 2 被災者が既に応急修理を実施していた場合においては、前項第2号に定める修理見積書に代えて、請求書又は領収書等を提出するものとする。

(応急修理の決定等)

第6条 知事は、申込書を受理した後、その内容を審査し、修理が必要と認めた場合は、修理業者に応急修理を依頼（様式第3号）するとともに、世帯に応急修理実施連絡書（様式第4号）を送付するものとする。ただし、被災者が既に応急修理を実施していた場合においてはこの限りでない。

(支援金の支給)

第7条 知事は、工事完了報告書（様式第6号）及び請求書（様式第7号）を受理した場合において、その内容を検査のうえ、速やかに世帯に支援金を支給するものとする。ただし、被災者が既に応急修理を実施していた場合においては、工事完了報告書を省略することができるものとする。

- 2 前項の工事完了報告書は、令和7年3月31日までに、知事に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他、支援金の支給に必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月28日から施行し、改正後の令和6年11月8日からの大雨による住宅の応急修理支援金支給要綱の規定は、令和6年11月22日から適用する。